大阪府とイオンペット株式会社との
動物の愛護及び管理への協力に関する協定に基づく覚書

この覚書は、大阪府（以下「甲」という。）とイオンペット株式会社（以下「乙」という。）が締結した動物の愛護及び管理への協力に関する協定（以下「協定」という。）第２条第２項の規定に基づき、大阪府域において地震等の大規模災害が発生した場合において被災した動物に関する支援並びに平常時における防災活動への協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（総則）

第１条　甲は、地震等の大規模災害が発生した場合、大阪府災害時等動物救護対策要綱により、大阪府災害時等動物救護本部（以下「動物救護本部」という。）を設置し、大阪府災害時等動物救護本部設置要領に基づき運営を行う。

２　動物救護本部は、大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づき、被災動物救護センター等を設置するなど、動物の救護を行うにあたり、必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

（災害時の支援要請）

第２条　前条の規定による動物救護本部の要請は、動物救護本部長である大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長が行う。

（災害時の支援要請内容）

第３条　動物救護本部が、乙に要請する災害時等の支援内容は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

（１）　動物の救護活動に要する物資の供給
（２）　動物の救護活動に必要な人的支援
（３）　飼い主による飼養が困難な動物の一時預かり
（４）　その他動物の救護活動に必要な事項

（災害時の支援要請手続）

第４条　前条（１）に定める要請は、次の各号に掲げる事項について電話等により要請し、事後、動物救護本部は乙に物資要請書（別記第１号様式）を提出するものとする。

（１）　要請理由
（２）　要請する物資の品目及び数量
（３）　搬入日及び搬入場所
（４）　輸送方法
（５）　その他必要な事項

２　前条（２）～（４）に定める要請についても同様に、次の各号に掲げる事項について電話等により要請し、事後、動物救護本部は乙に活動支援要請書（別記第２号様式）を提出するものとする。

（１）　要請理由
（２）　要請内容
（３）　実施場所
（４）　期日又は期間
（５）　その他必要な事項

（災害時の物資の供給協力）

第５条　乙は、動物救護本部から第３条の要請を受けたときは、可能な限り、動物救護本部に協力す

るものとする。

（災害時の物資輸送）
第６条　物資の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は動物救護本部に対して、輸送の協力を求めることができる。

（災害時の物資供給の報告）
第７条　乙は、物資の供給協力を実施した時は、次の各号に掲げる事項を電話等により動物救護本部に報告し、事後、乙は動物救護本部に「措置状況報告書」（別記第３号様式）を提出するものとする。
（１）供給した物資の品目及び数量
（２）搬入日、搬入場所
（３）輸送方法
（４）その他必要な事項

（動物の一時預かりへの対応）
第８条　第３条(３)に定める動物の一時預かりに関する飼い主への対応は、甲が行うこととする。

（災害時の費用負担）
第９条　乙が、物資の供給協力の実施に要した費用は、合理性が認められる範囲かつ動物救護本部の義援金による資産の範囲内で負担することを原則とし、その費用については動物救護本部と乙の協議により決定するものとする。第３条(２)及び(３)にかかる費用は乙の負担とし、その他必要な支援にかかる費用は動物救護本部と乙との協議の上、決定するものとする。

（災害時の費用の請求及び価格の決定）
第１０条　乙は、第７条の規定による文書の提出後、動物救護本部の認定を受けて協力に要した経費を動物救護本部に請求するものとする。
２　動物救護本部が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、動物救護本部と乙との協議の上、決定するものとする。
３　第１項に基づき、動物救護本部が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの適法な請求後３０日以内に、動物救護本部から乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。

（事故への対応及び被害者への補填）
第１１条　第３条に定める協力の実施に際して生じる事故等の対応は、乙が行うこととし、その事故において被害者があるときは、乙が補償を行うこととする。

（支援体制の整備）
第１２条　乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及び関連会社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）
第１３条　乙は、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。
（１）甲が実施する防災啓発活動
（２）甲が実施する防災訓練への参加
（３）その他、甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（連絡体制）

第１４条　この覚書の運用に関しての連絡窓口は、甲にあっては環境農林水産部動物愛護畜産課、乙にあっては総務・お客さま相談部とする。
２　甲は、災害発生時等に関係機関等と連絡調整を実施するものとする。

（情報交換）
第１５条　この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜、甲乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じて、資料の提供を行うものとする。

（疑義等の決定）
第１６条　この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年９月１１日

甲　大阪府
代表者　大阪府知事　吉村　洋文

乙　イオンペット株式会社
代表取締役社長　米津　一郎

（別記第１号様式）

物資要請書

動 畜 第　　号
年　月　日

イオンペット株式会社
〇〇〇〇　様

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長

動物の愛護及び管理への協力に関する協定に基づく覚書第４条第１項に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請理由	
要請する物資の品目及び数量	
搬入日、搬入場所	年　月　日
輸送方法	
その他必要な事項	

以上

（別記第２号様式）

活動支援要請書

動 畜 第　　号
年　月　日

イオンペット株式会社
〇〇〇〇　様

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長

動物の愛護及び管理への協力に関する協定に基づく覚書第４条第２項に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

要請理由	
要請内容	
実施場所	
期日又は期間	
その他必要な事項	

以上

（別記第３号様式）

措置状況報告書

番　　号
年　　月　　日

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長　様

イオンペット株式会社
〇〇〇〇

動物の愛護及び管理への協力に関する協定に基づく覚書第７条に基づき、下記のとおり報告します。

記

供給した物資の品目及び数量	
搬入日、搬入場所	年　　月　　日
輸送方法	
その他必要な事項	

以上